

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 吉川設備
 住所 奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘3丁目7-1
 代表者氏名 代表取締役 吉川洋三
 電話番号 TEL 0745(32)6000
 FAX番号 FAX 0745(31)6000
 メールアドレス suidou@fire.och.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

株式会社 吉川設備

奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘3丁目7-1

代表者氏名

代表取締役 吉川洋二



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 吉川洋二 ヨシカワ ヨウジ 取締役 吉川久美 ヨシカワ ハクミ 取締役 河田未紗 カワタ ナミサ	
事 業 の 範 囲	管工事業 上下水道工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 吉川設備
上記事業所の所在地	郵便番号 636-0813 住所 奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘3丁目7-1 電話番号 TEL0745(32)6000 FAX番号 FAX0745(31)6000 メールアドレス suidou@fine.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
吉川 洋二	第78789号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機械器具調書

平成 29年 12月 25日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金切のこ 塩ビカッター スーパーソー		2 7 6	
管の加工用の機械器具	サンダー パイプねじ切り器		4 3	
管の接合用の機械器具	トーチランプ パイプレンチ パイプバイス モンキーレンチ ウォーターポンププライヤー		2 11 1 9 4	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ		1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 吉川設備
住 所 奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘3丁目7-1
代表者氏名 代表取締役 吉川洋二



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘三丁目7-1
株式会社吉川設備

会社法人等番号	1500-01-008478
商 号	株式会社吉川設備
本 店	奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘三丁目7-1
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成12年4月13日
目的	1 土木工事業 2 上下水道工事業 3 建築工事業、造園工事業、しゅんせつ工事業、舗装工事業、管工事業 4 土木、建築工事の測量、調査、設計、施工 5 水処理、浄化装置、活水プラントの開発、製造、販売、維持、運転、管理 6 水道料金の検針代行及び集金代行業務 7 産業廃棄物収集運搬業務 8 一般貨物自動車運送業 9 不動産の売買、賃貸及びその仲介 10 古物の売買業 11 産業排水処理その他水道施設工事の設計、監督並びに施工 12 飲食店業 13 遊技場の経営 14 前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	800株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株
資本金の額	金4000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。

奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘三丁目7-1
株式会社吉川設備

役員に関する事項	<u>取締役</u> 吉川 洋二	平成18年11月20日就任
	<u>取締役</u> 吉川 洋二	平成24年 8月31日重任 平成26年 8月28日登記
	<u>取締役</u> 吉川 久美	平成18年11月20日就任
	<u>取締役</u> 吉川 久美	平成24年 8月31日重任 平成26年 8月28日登記
	<u>取締役</u> 河田 未紗	平成18年11月20日就任
	<u>取締役</u> 河田 未紗	平成24年 8月31日重任 平成26年 8月28日登記 平成28年 7月 1日辞任 平成28年 7月22日登記
	<u>取締役</u> 吉川 宗志	平成28年 7月 1日就任 平成28年 7月22日登記
	<u>取締役</u> 河田 未紗	平成28年12月28日辞任 平成29年 3月17日登記
	<u>奈良県北葛城郡上牧町大字上牧23番地10 代表取締役</u> 吉川 洋二	平成18年11月20日就任
	<u>奈良県北葛城郡上牧町大字上牧23番地10 代表取締役</u> 吉川 洋二	平成24年 8月31日重任 平成26年 8月28日登記
支 店	1 奈良県生駒郡平群町西向2番地	平成24年 2月15日設置 平成24年 2月16日登記

奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘三丁目 7-1
株式会社吉川設備

登記記録に関する事項	平成20年9月9日奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇340番地1から本店移転
	平成20年 9月11日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成29年12月21日
奈良地方法務局葛城支局
登記官

坂 本 公 徳



定 款

株式会社吉川設備

平成18年 月 日作成
年 月 日公証人認証
年 月 日会社成立

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社吉川設備と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

- 1 土木工事業
- 2 上下水道工事業
- 3 建築工事業、造園工事業、しゅんせつ工事業、舗装工事業、管工事業
- 4 土木、建築工事の測量、調査、設計、施工
- 5 水処理、浄化装置、活水プラントの開発、製造、販売、維持、運転、管理
- 6 水道料金の検針代行及び集金代行業務
- 7 産業廃棄物収集運搬業務
- 8 一般貨物自動車運送業
- 9 不動産の売買、賃貸及びその仲介
- 10 古物の売買業
- 11 産業排水処理その他水道施設工事の設計、監督並びに施工
- 12 飲食店業
- 13 遊技場の経営
- 14 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇344番地に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の広告は、官報に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。

第3章 株主総会

(招集)

第7条 当会社の株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会とし、定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

2 株主総会を招集するときは、会日の5日前までにその通知を発する。

(議長)

第8条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。

(決議の方法)

第9条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権のある株主の議決権の過半数によってこれを決する。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議事録)

第10条 株主総会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において10年間保存するものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第11条 当会社に取締役5人以内を置く。

(取締役の選任)

第12条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを選任する。

2 取締役の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第13条 取締役の任期は、選任後6年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、その就任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第14条 当会社の取締役が1名のときはその取締役を、当会社に取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とし、必要に応じて会長、副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

2 社長は、当会社を代表する。

(報酬)

第15条 取締役の報酬は、株主総会においてこれを定める。

第5章 計算

(事業年度)

第16条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第17条 剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主に対して支払う。

2 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立の際に発行する株式)

第18条 当会社の設立に際して発行する株式は、普通株式200株とし、その発行価額は、1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額および資本金の額)

第19条 当会社の設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額は金1000万円とする。

(最初の事業年度)

第20条 当会社の最初の事業年度は当会社設立の日から、平成19年6月30日とする。

(設立時取締役)

第21条 当会社の設立時取締役及び代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役

吉川 洋二

設立時取締役 吉川 久美

設立時取締役

吉川 未紗

設立時取締役 平井 弘二

設立時取締役

池本 竜也

設立時代表取締役

吉川 洋二

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第22条 発起人の氏名、住所及び引受株数は次のとおりである。

住所 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧23番地10

普通株式 200株 吉川 洋二

(法令の適用)

第23条 この定款に記載のない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

附則

上記定款は、奈良県北葛城郡河合町大字西穴闌344番地有限会社吉川設備の商号を変更して設立する株式会社吉川設備につき作成したものであって、商号変更が効力を生じた日からこれを施行するものとする。

辞任届

私は、このたび一身上の都合により、貴社の取締役を辞任いたした
く、お届けいたします。

平成 17年 5月 30日

(住所) 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧4255番地

(氏名) 吉川 和紀



(商号) 有限会社吉川設備 御中



臨時株主総会議事録

平成18年11月17日午前10時00分より当会社本店において、臨時株主総会を開催した。

当会社株主総数	1名
発行済株式の総数	200株
うち議決権のある株式総数	200株
出席株主数（委任状出席を含む）	1名
この持株中議決権のある株式総数	200株

以上のとおり株主の出席があったので、本臨時総会は適法に成立した。

よって、代表取締役 吉川 洋二 は議長席に着き開会を宣し、ただちに下記議案を付議したところ、満場一致の決議をもって原案どおり可決確定した。

第1号議案 定款変更の件

1. 定款第1条を次のとおり変更する。

(商号)

第1条 当会社は、株式会社吉川設備と称する。

第2号議案 取締役選任の件

1. 議長は、取締役 吉川 洋二 が商号変更の効力発生日をもって任期満了し、退任することになるので、その改選の必要がある旨を述べ、又、事業拡大に伴い、取締役を4名増員する必要がある旨を述べ、取締役として、吉川洋二、吉川久美、吉川未紗、平井弘二、池本竜也を選任した旨はかったところ全員異議なく賛成したので、下記のとおり選任することに可決確定した。

取締役

吉川 洋二

取締役

吉川 久美

取締役

吉川 未紗

取締役

平井 弘二

取締役

池本 竜也

なお、被選任者は、総会においていずれも就任の承諾をした。
ただし、就任日は商号変更の効力発生日とする。

1. 以上の内容を含めた別紙定款案の承認をする。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前11時00分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、議長及び出席取締役がこれに記名押印する。

平成18年11月17日

有限会社吉川設備 臨時株主総会

議長 代表取締役 吉川 洋二



出席取締役 吉川 久美



同 吉川 未紗

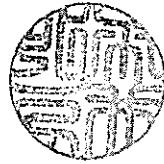


同 平井 弘二



同 池本 竜也





池本

互選書

平成18年11月17日午前11時00分当会社本店において、取締役の全員の一致をもって、次の事項につき可決確定した。

1. 代表取締役選定の件

代表取締役（社長）

奈良県北葛城郡上牧町大字上牧23番地10

代表取締役 吉川 洋二

なお、被選定者は、その就任を承諾した。

上記の決議を明確にするため、この互選書を作成し、出席取締役の全員が次に記名押印する。

平成 18 年 11 月 17 日

(商号) 株式会社吉川設備

出席取締役 吉川 洋二



同 吉川 久美



同 吉川 未紗



同 平井 弘二



同 池本 竜也



臨時株主総会議事録

平成18年11月22日午後10時00分より、当会社の本店において臨時株主総会を開催した。

当会社株主総数	1名
発行済株式総数	200株
うち議決権のある株式総数	200株
出席株主数（委任状による者を含む）	1名
この持株中議決権のある株式総数	200株

以上のとおり株主の出席があったので、定款の規定により代表取締役社長吉川 洋二 は議長席につき、本会は適法に成立したので、開催する旨を宣し、直ちに議事に入った。

第1号議案 募集株式の募集の件

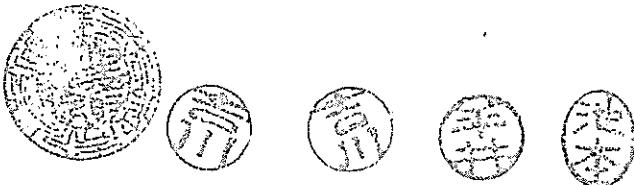
議長から、下記要領にて募集株式の募集をしたい旨及び募集の理由について説明があった後、その可否を議場に諮ったところ全員一致にてこれを承認可決した。

記

1. 募集株式の募集方法

募集株式の全部を 吉川 洋二 に引き受けさせる。

1. 募集株式の数 普通株式 600株
1. 募集株式の払込金額 1株につき金50,000円
1. 増加する資本金の額 金 30,000,000円



第2号議案 定款変更の件

議長は、業務の都合上、本店を奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇340番地1に移転したいことを述べ、その理由を説明し、定款第3条を次のとおり変更したい旨を述べ、その賛否を問うたところ、満場異議なくこれを承認可決した。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇340番地1に置く。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午後11時30分閉会した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作り、議長および出席取締役がこれに記名押印する。

平成 18年 11月 22日

(商号) 株式会社吉川設備 臨時株主総会

議長 代表取締役 吉川 洋二

出席取締役 吉川 久美

同 吉川 未紗

同 平井 弘二

同 池本 竜也

臨時株主総会議事録

平成20年9月5日午前10時00分より、当会社の本店において臨時株主総会を開催した。

当会社株主総数	1名
発行済株式総数	800株
うち議決権のある株式総数	800株
出席株主数（委任状による者を含む）	1名
この持株中議決権のある株式総数	800株

以上のとおり株主の出席があったので、定款の規定により代表取締役社長吉川 洋二は議長席につき、本会は適法に成立したので、開催する旨を宣し、直ちに議事に入った。

第1号議案 定款変更に関する件

定款第3条中「当会社は、本店を奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇340番地1に置く。」とあるのを「当会社は、本店を奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘3丁目7-1に置く。」と変更すること。

第2号議案 本店移転に関する件

上記定款変更にもとづき、本店を下記へ移転すること。

移転の時期は、来る 平成20年 9月 9日とすること。

本店移転先

奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘3丁目7-1

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前10時30分閉会した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作り、議長および出席取締役がこれに記名押印する。

平成 20年 9月 5日

(商号) 株式会社吉川設備 臨時株主総会

議長 代表取締役 吉川 洋二



出席取締役 吉川 久美



同 河田 未紗

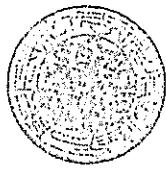


同 平井 弘二



同 池本 竜也





社員総会議事録

平成 16年 4月 2日午前10時00分より、当会社の本店において社員総会を開催した。

当会社社員総数	1名
この出資口数	120口
出席社員数（委任状による者を含む）	1名
この出資口数	120口

以上のとおり出席があったので、取締役 吉川 洋二は議長席につき、社員総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入り、全員一致をもって、下記事項を決議した。

議案 定款変更の件

定款第2条を次のとおり変更すること。

(目的)

第2条

1. 土木工事業
2. 上下水道工事業
3. 建築工事業、造園工事業、しゅんせつ工事業、舗装工事業、管工事業
4. 土木、建築工事の測量、調査、設計、施工
5. 水処理、浄化装置、活水プラントの開発、製造、販売、維持、運転、管理
6. 水道料金の検針代行及び集金代行業務
7. 産業廃棄物収集運搬業務
8. 一般貨物自動車運送業
9. 不動産の売買、賃貸及びその仲介
10. 古物の売買業
11. 産業排水処理その他水道施設工事の設計、監督並びに施工
12. 飲食店業
13. 遊技場の経営
14. 前各号に附帯する一切の事業

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前11時30分閉会した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作り、議長および出席取締役がこれに記名押印する。

平成 16年 4月 2日

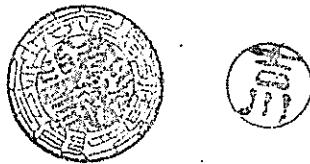
(商号) 有限公司吉川設備 社員総会

議長 代表取締役 吉川 洋二



出席取締役 吉川 和紀





社員総会議事録

平成16年 8月 10日午前10時00分より、当会社の本店において社員総会を開催した。

当会社社員総数	1名
この出資口数	200口
出席社員数（委任状による者を含む）	1名
この出資口数	200口

以上のとおり出席だったので、代表取締役 吉川 洋二 は議長席につき、社員総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入り、全員一致をもって、下記事項を決議した。

第1号議案 定款変更に関する件

定款第3条中「当会社は、本店を奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇344番地に置く。」とあるのを「当会社は、本店を奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘3丁目7-1に置く。」と変更すること。

第2号議案 本店の移転に関する件

上記定款変更にもとづき、本店を下記へ移転すること。

移転の時期は、来る 平成16年 8月16日とすること。

本店移転先

奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘3丁目7-1

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前11時30分閉会した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作り、議長および出席取締役がこれに記名押印する。

平成16年 8月 10日

(商号) 有限公司吉川設備 社員総会

議長 代表取締役 吉川 洋二



出席取締役 吉川 和紀



取締役会議事録

取締役会議事録

平成 24 年 2 月 13 日午前 8 時 30 分、当会社の本店において、取締役 3 名出席のもとに、取締役会を開催し、下記議案につき可決確定のうえ、午前 9 時 30 分解散会した。

出席取締役 吉川 洋二（代表取締役）

吉川 久美（取締役専務）

河田 未紗（取締役）

1 決議事項

当会社の支店を下記の地に設置すること。

支店設置の場所 奈良県生駒郡平群町西向 2 番地

支店設置の時期は、平成 24 年 2 月 15 日とする。

上記の決議を明確にするため、この議事録をつくり、出席取締役全員がこれに記名押印する。

平成 24 年 2 月 13 日

株式会社吉川設備

出席取締役 代表取締役 吉川 洋二

同 取締役専務 吉川 久美

同 取締役 河田 未紗



定時株主総会議事録

平成24年 8月31日午前10時00分より当会社本店において、定時株主総会を開催した。

当会者株主総数	1名
発行済株式の総数	800株
うち議決権のある株式総数	800株
出席株主数（委任状出席を含む）	1名
この持株中議決権のある株式総数	800株

以上のとおり株主の出席があったので、本定時総会は適法に成立した。
定刻代表取締役吉川 洋二は定款の規定により議長となり、開会を宣し直ちに議事に入った。

第1号議案 取締役の任期満了による改選に関する件

議長は、取締役の全員が、本定時総会の終結と同時に任期満了し、退任することとなるので、その改選の必要がある旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、議長に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので、議長は下記の者をそれぞれ指名し、これらの者につきその可否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

取締役 吉川 洋二、吉川 久美、河田 未紗

なお、被選任者は、その就任を承諾した。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前10時20分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、議長および出席取締役がこれに記名押印する。

平成 24 年 8 月 31 日

(商号) 株式会社 吉川設備 定時株主総会

議長 代表取締役 吉川 洋二



取締役 吉川 久美



同 河田 未紗



互選書

平成24年 8月31日午前10時30分より、当会社の本店において、取締役3名出席（総取締役数3名）のもとに、次の事項につき可決確定した。

1 代表取締役選定の件

代表取締役（社長）

奈良県北葛城郡上牧町大字上牧23番地10

代表取締役 吉川 洋二

なお、被選任者は、その就任を承諾した。

上記の決議を明確にするため、この互選書を作成し、出席取締役の全員がこれに記名押印する。

平成24年 8月31日

（商号） 株式会社 吉川設備

出席取締役 吉川 洋二



同 吉川 久美



同 河田 未紗



現行と相違ありません

株式会社 吉川設備
代表取締役 吉川洋二



平成29年12月21日

第七八七八九号

給水装置工事技術者免状

本籍 奈良県

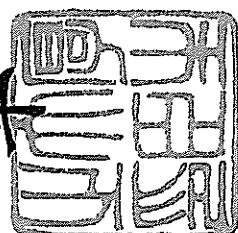
氏名 吉川洋一

昭和四十年九月十九日生

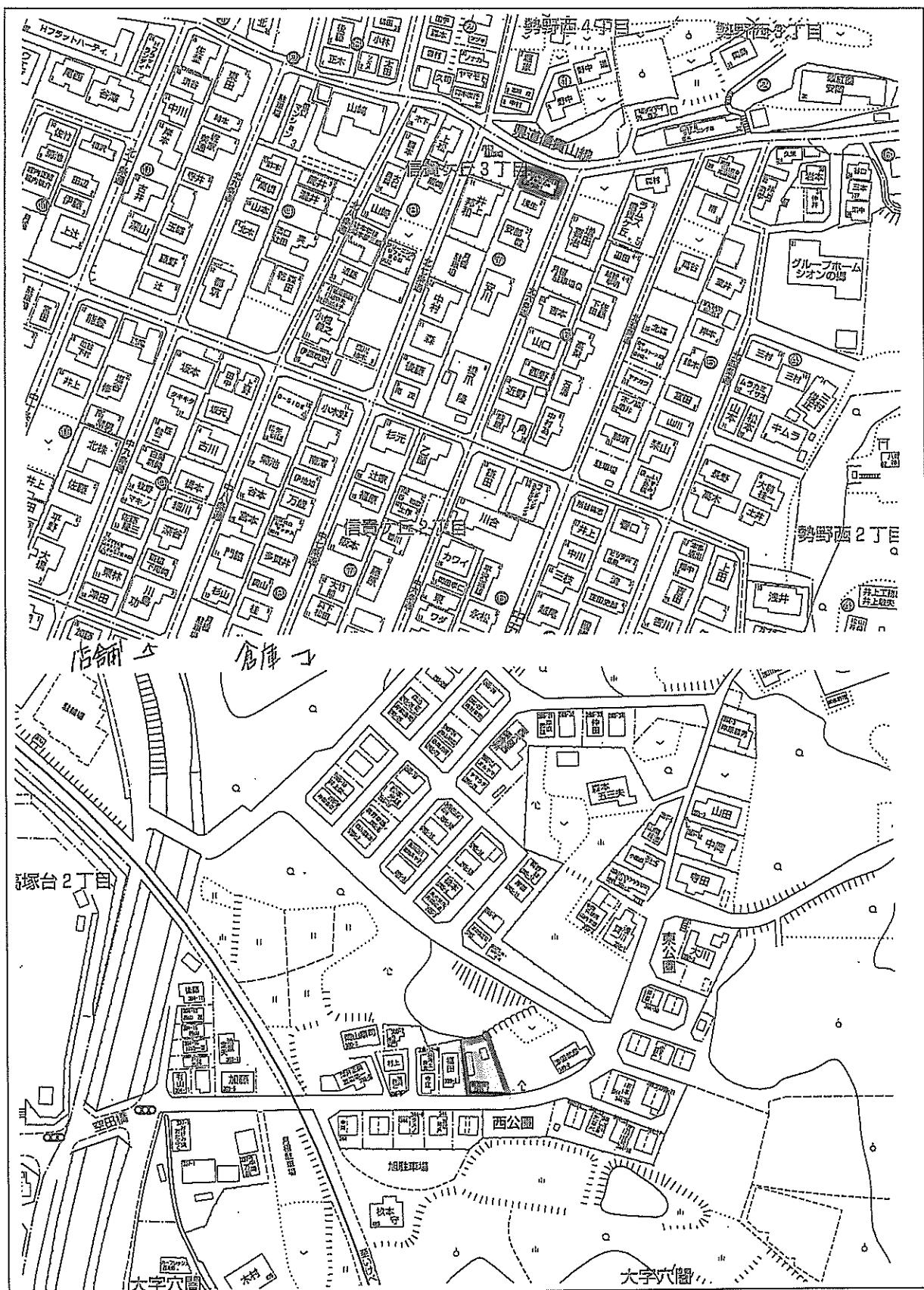
水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事技術者
免状を交付する。

平成十年八月五日

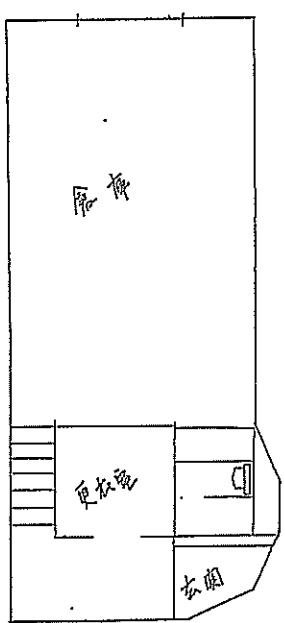
厚生大臣 宮下創



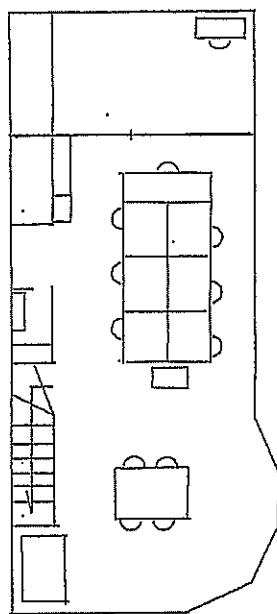
店舗及び倉庫の付近見取図



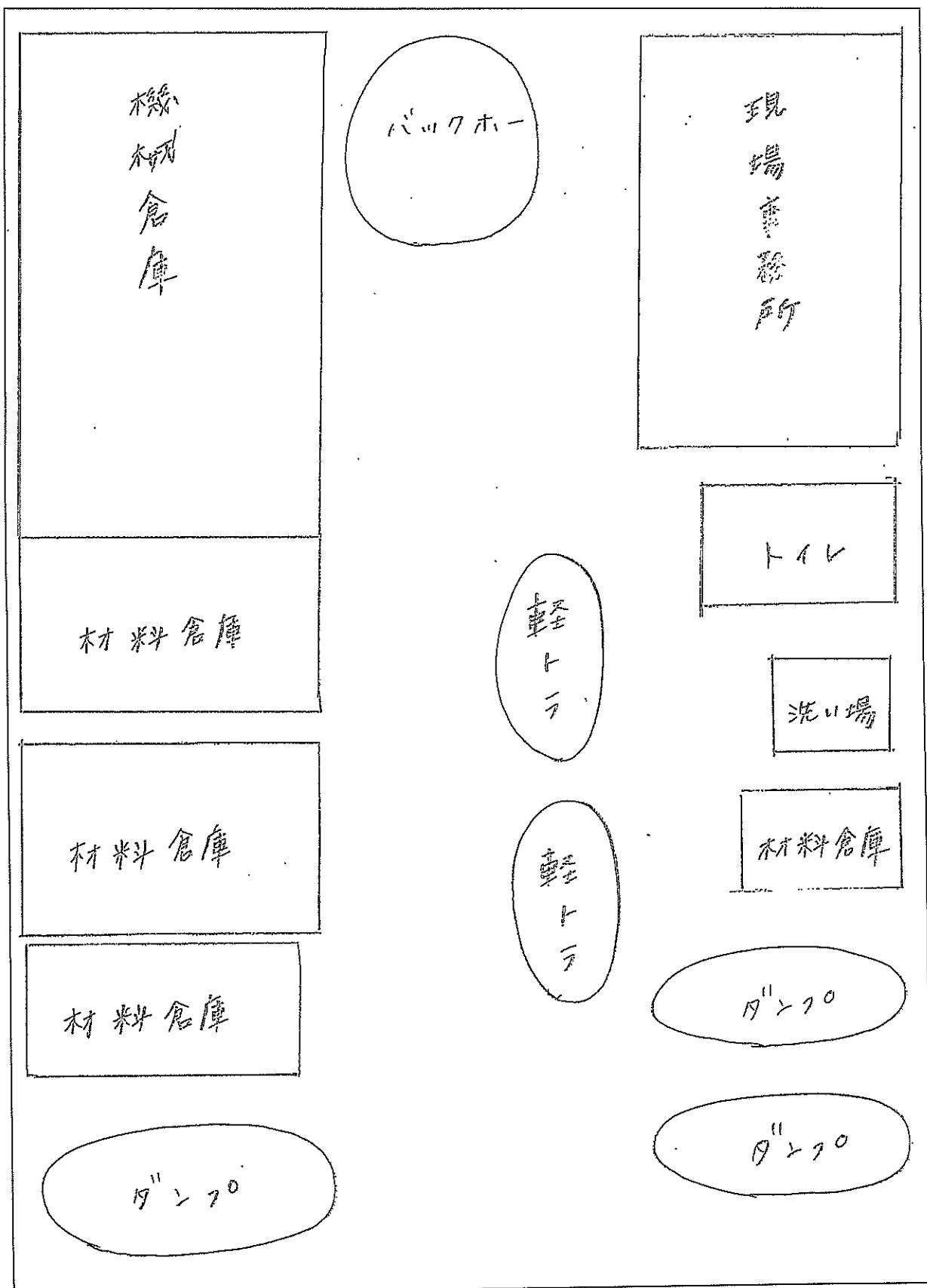
1F



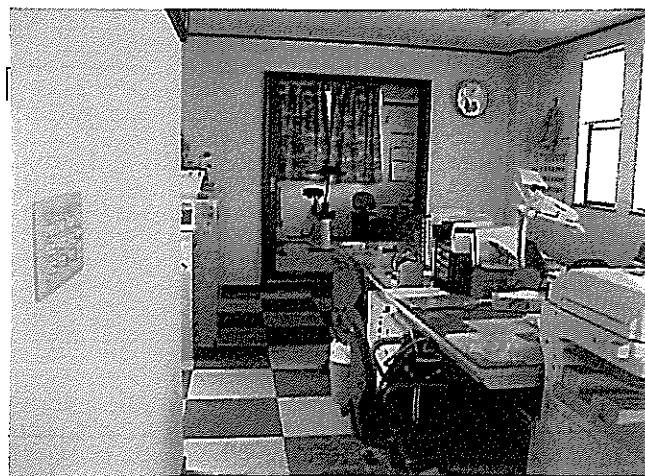
2F



倉庫の平面図



店舗の写真



撮影箇所

1. 店舗の正面（看板を含む）
 2. 店舗の内部（事務室全景）
- ※台紙が足りない場合は複写してください。

倉庫の写真



撮影箇所

1. 倉庫の正面
2. 倉庫の内部

※台紙が足りない場合は複写してください。

倉庫の写真

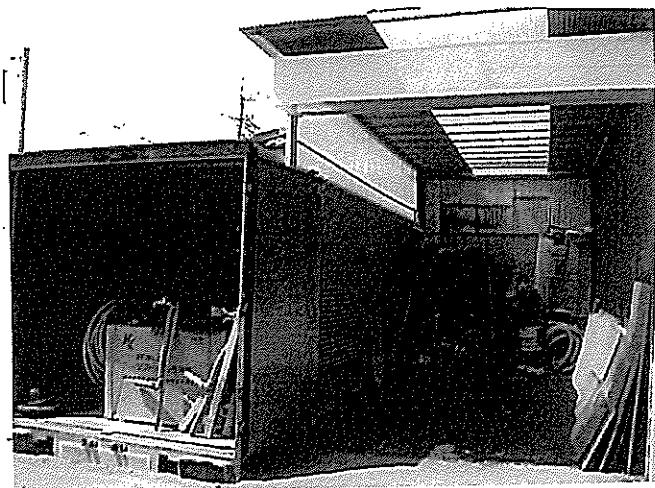
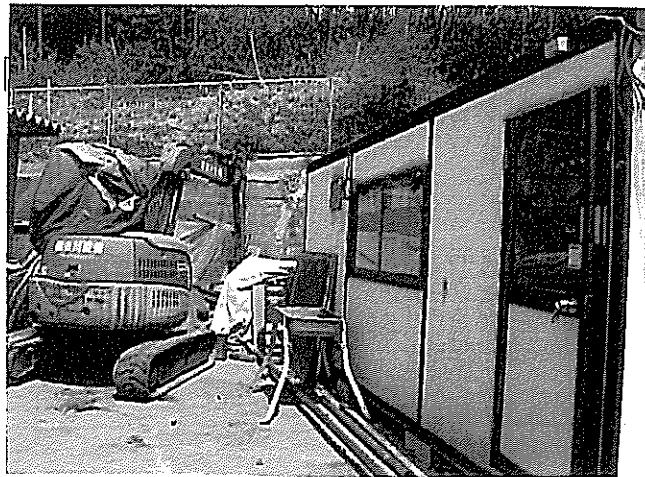


撮影箇所

1. 倉庫の正面
2. 倉庫の内部

※台紙が足りない場合は複写してください。

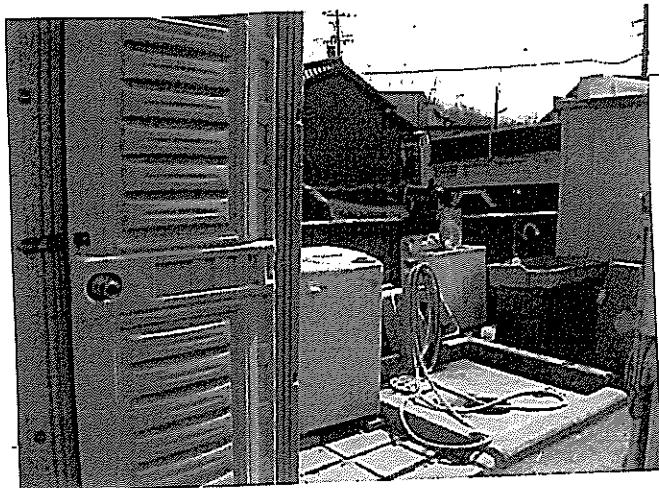
倉庫の写真



撮影箇所

1. 倉庫の正面
 2. 倉庫の内部
- ※台紙が足りない場合は複写してください。

倉庫の写真



撮影箇所

1. 倉庫の正面
2. 倉庫の内部

※台紙が足りない場合は複写してください。

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ又は名称
株式会社 吉川設備

住所 奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘3丁目7-1

代表者氏名 代表取締役 吉川洋二

電話番号 TEL0745(32)6000

FAX番号 FAX0745(31)6000

メールアドレス suidou@fibe.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

届出者

・奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘3丁目7-1
株式会社 吉川設備
代表取締役 吉川洋二



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任 の届出
解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 吉川設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
吉川 洋二	第78789号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第七八七八九号

給水装置事業者免状

本籍 奈良県

氏名 吉川洋二

昭和四十年九月十九日生

水道法(昭和二年法律第百七号)の
規定により給水装置事業者
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

厚生大臣 宮下創平

